

生活指導基準としての校則の違法性審査における適合性の位置付け

國本 大貴*

抄 録 校則の違法性は、過去何度も裁判で争われてきたが、違法と判断された例は1件もない。平成初期に校則自体を争う裁判は一旦収束したものの、令和になって、染髪等を禁じた校則の違法（違憲）性を争う事例が現れた。しかし、かかる裁判においても、当該校則は適法であるとの判断が下されている。そこで、比例原則（特に適合性）の観点から、これまでの校則裁判における、校則の違法性判断の重要なファクターを検証した。その結果、適合性の観点から裁判例に不十分な点があること、またこれに対する批判についても噛み合っていない点があることが明らかとなった。校則の違法性を検討する際においては、まずは、教育実務等を踏まえて適合性を厳密に議論することが重要と思われる。

キーワード 校則 比例原則 適合性（Geeignetheit） 校則裁判 生徒指導

I 序論

2021（令和3）年2月16日、大阪地方裁判所にて、染髪を禁じた校則が、高等学校及び教員らの裁量の範囲内で適法であるとする判断が下された（大阪地判令和3年2月16日LLI/DB判例秘書搭載。以下「大阪染髪校則事件判決」という。）⁽¹⁾。この判決は、従前の校則裁判と比較すると、校則裁判におけるファクターがよりはっきりしているように思われる。本稿では、これまで校則の適法性（合憲性）が問題となった裁判例と大阪染髪校則事件判決の判断要素、特に適合性の検討をもって、校則の違法（違憲）性に関する議論の方向性を模索する。なお、本稿の対象とする「校則」は、一定の髪型や服装等を制限又は禁止する規定それ自体を指すものとし、校則に違反したことによる懲戒処分については検討対象としない。

II 大阪染髪校則事件判決の比例原則的整理

1 校則違法性判断枠組

これまで裁判で問題となった校則は、男子生徒のヘアスタイルを丸刈とするもの、パーマの禁止、いわゆる「三ない原則」等である。校則違法性の判断枠組は、学校に校則制定の広範な裁量があることを前提に、「社会通念に照らして（著しく）合理性を欠くか否か」とする場合が多い。そして、校則の趣旨・目的、学校の設置目的との関連性の有無、校則の一般性（当時の趨勢や周囲の要望）、校則の非強制的性質、校則の制限が限定的であること等を考慮して、校則が適法であるとの結論を導く。

これに対し、大阪染髪校則事件判決の判断枠組は、形式上、従来の総合判断から微妙に変化している。すなわち、高等学校には、「その設置目的を達成するために必要な事項を校則等によって一方的に制定し、これによって生徒を規律する包括的権能」があることを前提に、「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定め

*新堂・松村法律事務所

られたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合には、裁量の範囲内のものとして違法とはいえないと解するのが相当である。」と、判断枠組を提示する。「校則の内容」というが、これは学校が選択した「手段」と言い換えることができる。すなわち、目的の正当性を要求した上で、目的と手段を別々に審査する。このように、目的と手段に分けて審査する手法は、法律の違憲性を審査する際に用いられる、いわゆる目的・手段図式が意識されている⁽²⁾。

2 「社会通念に照らして合理的なもの」の要素の整理

(1) 大阪染髪校則事件判決の判断内容

大阪染髪校則事件判決は、本件校則の目的を「華美な頭髪、服装等を制限することで生徒に対して学習や運動等に注力させ、非行行動を防止する」ことであると認定し、これが「学校教育法等の目的に照らしても正当な教育目的である」と言い得る」と判断する。校則の内容については、主に3つの理由を示して合理性を肯定する。すなわち、(a)「一定の規範を定めてその枠内において生徒としての活動を推進させることにより、学習や運動等に注力させるという手法は一定の合理性を有する」と言い得る。(b)「本件校則における頭髪規制の内容は、染髪、脱色及び一部の特異な髪型を規制するにとどまるものであって、その制約は一定の範囲にとどまっている。」(c)「中学校以下の学校教育の場合とは異なり、生徒は自ら高等学校の定める規律に服することを前提として受験する学校を選択し、自己の教育を付託するのであるから、当該学校に在籍する期間に限って本件校則のような制約を生徒に課すとしても、その事が生徒に過度な負担を課すものとはいえず、それが社会通念に反するともいえない。」という3点である。

(2) 比例原則の意識

以下に示すように、大阪染髪校則事件判決は「合理的」という言葉を用いつつも、校則の内

容の審査において、「比例原則」の要素（適合性・必要性）を意識しているように思われる。

「比例原則⁽³⁾」とは、主にドイツ憲法学において提唱される、人権（基本権）を制限する立法等の国家行為の合憲性判断の基準である。その内容は、一般的に、当該制限が正当な目的を達成するのに（ア）適合的かつ（イ）必要不可欠で（ウ）目的に比して均衡のとれた手段になっているかどうか、という3つの原則から審査するものと説明される⁽⁴⁾。この3つの原則は、それぞれ（ア）適合性（イ）必要性（ウ）狭義の比例性と呼ばれる。これを踏まえ同判決について検討すると、上記（a）は、適合性審査に相当する内容であり（ただし、後述のとおり問題がある。）、（b）は、選択した手段による基本権への制限が過度でないことを示すもので、必要性審査に該当する。（c）については、「過度な負担を課す」ものではない、という説示から、（b）同様、制限が過度でないことを示すものとして、一応必要性審査に相当するものと言えるであろう。他方、同判決は、「本件校則の目的を達成するに際し、頭髪規制以外の他に代替的な手法が存在し得るということをもって、本件校則の頭髪規制の内容が裁量権の範囲を逸脱しているということとはできない。」とも判示している。すなわち、厳密な必要性までは要求していない⁽⁵⁾。そうすると、結論を分け得る要素は、目的の正当性や、適合性ということになる。

(3) 適合性の意識

もっとも、意識的ではなかったかもしれないが、従前の裁判例においてもこのような要素を考慮していなかったわけではない⁽⁶⁾。後に見るように、適合性、必要性及び狭義の比例性も、網羅的ではないが、検討されている⁽⁷⁾。対して、校則に関する裁判例への批判は、裁量論や判断枠組それ自体に対するもの⁽⁸⁾や、他の手段を取るべきである、一律の禁止は行き過ぎである等の必要性に関するもの⁽⁹⁾が多く、比例原則においてまず初めに検討されるべき適合性の観点からは、それほど豊富な議論がなか

ったように思われる。なお、後述のとおり、裁判において適合性審査をもって直ちに違法（違憲）の判断を下すことは決して多くはない。しかし、適合性は手段の正当化にとって不可欠の要素であること⁽¹⁰⁾、適合性がないことをもって法令を違憲と論じる最高裁の判決が存在すること⁽¹¹⁾、裏に隠された不当な目的を暴く機能があること⁽¹²⁾、前述のとおり、実際に、大阪染髪校則事件判決においても適合性の有無が重要な要素であったと思われること等を踏まえると、比例原則の網羅的な検討の要否とは別に、適合性の観点による裁判例の比較検討は重要である。そのため、あえて裁量論、判断枠組及び必要性等を検討対象から外し、裁判例において適合性がどのような位置付けとして組み込まれているのかを検討することも、校則の違法性検討にあたって有益であると思われる。以下、各裁判例における適合性の位置付けを検討する。

Ⅲ 各裁判例における適合性の位置付け

1 適合性の概要

まずは、適合性について、ドイツ憲法学における代表的な説明を確認する。クラウス・シュテルンは、「措置は、それを用いることによって望まれた結果に近づくのであれば、適合的である。措置が非適合的であるのは、その措置が意図された目標の達成を阻害するか、目標に対してなんの作用も展開しない場合である」と説明する⁽¹³⁾。当該手段が目的達成のために有用か否かが問題となる。適合性の程度にはバリエーションがありうるものの⁽¹⁴⁾、いずれにせよ、完全な適合を求めるわけではなく、目的達成を促進するような関係であれば足りる⁽¹⁵⁾。

2 裁判例の比較検討

それでは、裁判例について、適合性審査の前提となる目的の認定と適合性審査に相当する部分の論理を比較検討する。また、上級審がある場合は、引用元の審級を括弧書きで示す。

(1) 熊本丸刈校則事件判決（熊本地判昭和60年11月13日判時1174号48頁）

① 判断枠組

「生徒の服装等について規律する校則が中学校における教育に関連して定められたもの、教育を目的として定められたものである場合には、その内容が著しく不合理でない限り、右校則は違法とはならないというべきである。」

② 目的

（証言及び被告校長本人尋問の結果によれば）「生徒の非行化を防止すること、中学生らしさを保たせ周囲の人々との人間関係を円滑にすること、質実剛健の気風を養うこと、清潔さを保たせること、スポーツをする上での便宜をはかること等の目的の他、髪の手入れに時間をかけ遅刻する、授業中に櫛を使い授業に集中しなくなる、帽子をかぶらなくなる、自転車通学に必要なヘルメットを着用しなくなる、あるいは、整髪料等の使用によつて教室内に異臭が漂うようになるといった弊害を除却すること」

③ 適合性審査相当箇所

「確かに、原告ら主張のとおり、丸刈が、現代においてもつとも中学生にふさわしい髪形であるという社会的合意があるとはいえ、スポーツをするのに最適ともいえず、又、丸刈にしたからといって清潔が保てるというわけでもなく、髪形に関する規制を一切しないこととする当然に被告町の主張する本件校則を制定する目的となつた種々の弊害が生じると言いうる合理的な根拠は乏しく、また、頭髪を規制することによつて直ちに生徒の非行が防止されると断定することもできない。」

④ 検討

まず注目すべきは、目的が雑多であることである。これは、校長等の尋問結果をそのまま引用したためと思われる。本判決は、これらの目的について何らの論証もなく「教育目的で制定したものと認めうる。」と認定する。「教育目的」が何かということは定かではない。

そして、＜非行化の防止＞（非行の防止）以外の目的との適合性については、「当然に被告

町の主張する本件校則を制定する目的となつた種々の弊害が生じると言いうる合理的な根拠は乏し」と指摘する。つまり、これらの目的との関係においては、適合性を否定する。他方、＜非行化の防止＞という目的との関係ではニュアンスを変え、「直ちに」＜非行化の防止＞につながると「断定」できない、と述べるにとどまる。すなわち、＜丸刈りにすること→非行化の防止＞という目的達成の因果については、疑問は示すものの、かろうじて適合性肯定の余地を残している。

また、「いわゆる丸刈は、……今なお男子児童生徒の髪形の一つとして社会的に承認され、特に郡部においては広く行われているもので、必ずしも特異な髪形とは言えないこと」等を合理性肯定の理由に挙げる。当該判示が適合性を肯定する要素となっている可能性があることは、後述する。

そもそも＜非行化の防止＞それ自体が校則の目的となりうるか、という点も後述する。

(2) 千葉バイク退学事件判決（最三判平成3年9月3日判時1401号56頁，東京高判平成元年3月1日判例集未登載，千葉地判昭和62年10月30日判時1266号81頁）

① 判断枠組

「その内容が社会通念に照らして著しく不合理でない限り、生徒の権利自由を害するものとして無効とはならない」（第一審）

② 目的

「三ない原則を採用した根拠としてバイクによる事故から生徒の生命身体を守り、暴走族に加入しやすくなることによる非行化を防ぎ、勉強にあてる時間を確保することにあつたこと」（第一審）

③ 適合性審査相当箇所

「(証拠によれば)千葉県において三ない原則が浸透した昭和五五年から高校生の自動二輪車の事故が減少していることが明らかであること」（第一審）

「原告は、高校生がバイクに乗ることを暴走族加入とは無関係であると主張し、前記証人

○○もその旨証言しているが、同証人も昭和五五年をピークに暴走族が減少していることは認めているし、前記証人△△の証言もバイク乗車と暴走族加入についての関連性を肯認していることからすると、両者の関連性を全く否定することはできない。」（第一審）

④ 検討

上記目的を踏まえると、＜バイクの免許取得等規制→バイク事故からの生徒の身体安全保持・非行化の防止・勉強にあてる時間の確保＞という因果による目的達成が想定されている。目的が、＜非行化の防止＞にとどまらず、＜生徒の身体安全保持＞や＜勉強にあてる時間の確保＞にもあるという点で、熊本丸刈校則事件判決と異なる。なお、判決文によると、学校側は「身心ともに未成熟な高校生の不慮の事故がもたらす自他の生命身体の安全と暴走族加入による不良化を防止する合理的な教育的配慮に基づくもの」と主張しており、＜勉強にあてる時間の確保＞という目的の主張はない。

また、＜非行化の防止＞との適合性については、証人尋問の結果を用いて認定しているものの、当該証人の証言は「子供の心理として集団を好むからバイクに乗れば集団化し暴走族化しやすいと思う」という程度の憶測を述べたに過ぎないことが指摘されている⁽¹⁶⁾。なお、＜勉強にあてる時間の確保＞との適合性については説明がない。

なお、本判決においても、これらの他に、バイクを規制する高等学校の全国的な増加、千葉県高等学校長協会、全国高等学校PTA連合及び本校父兄による要望等が、理由として挙げられている。

(3) 高知バイク停学事件判決（高松高判平成2年2月19日判時1362号44頁，高知地判昭和63年6月6日判時1295号50頁）

① 判断枠組

「校長がその規定を設けた趣旨、目的と社会通念に照らし、それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによつて決せられる⁽¹⁷⁾」（第一審）。

② 目的

「生徒が自由に免許を取得してバイク等を運転すれば、事故を惹起したり、非行に陥つてそれが広域化したり、バイク等に気を奪われて学業に専念できず生徒の本分に反する結果となるなどの恐れがあることから、免許取得を規制して、バイク等の使用を必要最小限にとどめ、もつて、生徒の生命身体の安全を保持し、非行及びその広域化を防止し、学業に専念させて生徒の本分を尽くさせること」(第一審)

③ 適合性審査相当箇所

「本件校則は、……前記認定の事故件数の推移からして、かなりの成果をあげているものと認められる。」(第一審)

④ 検討

上記目的を踏まえると、＜バイクの免許取得規制→生徒の身体安全保持・非行及びその広域化の防止・学業への専念＞という因果による目的達成が想定されている。千葉バイク退学事件判決とほとんど同じであり、判決文によると、学校側も、同様の目的及び社会的背景を主張している。この審査では、＜バイクの免許取得規制→生徒の身体安全保持＞しか検討しておらず、＜バイクの免許取得規制→非行及びその広域化の防止・学業への専念＞という因果については検討がない。

なお、「PTA関係団体の決議や生徒指導主事連絡協議会の申し合わせに立脚し高知県下の他校とも歩調を合わせたものであること」、本件校則のようなバイク規制が「高知県下のみならず、全国的にも行なわれていること」、本件校則が、「保護者に周知徹底してその多くから支持されて」いることは、本判決においても挙げられている。

(4) 修徳高等学校バイク退学事件判決(東京高判平成4年3月19日判時1417号40頁、東京地判平成3年5月27日判時1387号25頁)

① 判断枠組

「学校設置者の右権能に基づく学則等の規定は、在学関係を設定する目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的なもので

あることを要する。」(第一審)

② 目的

「バイク事故から生徒の生命、身体を守り、併せて生徒がいわゆる暴走族に加入する等して非行化するのを防止し、生徒を勉学に専念させることを目的として、生徒によるバイクの免許の取得及び乗車の禁止を規定しているものと認められる。」(第一審)

③ 適合性審査相当箇所

「校外におけるバイクへの乗車といえども、事故により自他の死傷の結果を招来した場合には、学校の教育活動に支障をもたらすことは明らかであるし、生徒がバイクに熱中して学業を疎かにするときは、学内における教育環境を乱し、本人及び他の生徒に対する教育目的の達成を妨げるおそれもある。」(第一審)

「本件高校では、右規定制定後、バイクによる死傷事故は発生しておらず、事故防止の成果が上がっていると認められる。」(第一審)

④ 検討

＜バイク免許取得等の禁止→バイク事故からの生徒の生命身体の保護・非行化(暴走族への加入等)の防止・勉学への専念＞という因果を想定している。千葉バイク退学事件判決及び高知バイク停学事件判決とほぼ同様である。判決文によると、学校側は、「心身ともに未成熟な高校生がバイクによる事故で自他の生命、身体を傷つけることを未然に防ぐと同時に、生徒が暴走族に加入して不良化することを防止しようという教育的配慮に基づくもの」と主張しているが、裁判所の認定では、他者への加害防止は目的に含まれていない。また、判決文によると、学校側は、＜勉学への専念＞は主張していない。

＜バイク免許取得等の禁止→バイク事故からの生徒の生命身体の保護＞、という点はひとまず説明があるものの、「明らかである」と一蹴して終わる。なお、「事故により自他の死傷の結果を招来した場合には、学校の教育活動に支障をもたらす」という判示もあるが、これは裁判所の認定した目的を前提とすると、単なる学

校側の便宜に過ぎず、＜バイク事故から生徒の生命・身体の保持＞という目的の達成とは別の問題である。

「生徒がバイクに熱中して学業を疎かにするときは、学内における教育環境を乱し、本人及び他の生徒に対する教育目的の達成を妨げるおそれもある」との点は、＜バイク免許取得等の禁止→勉学への専念＞という目的達成の適合性を肯定する議論にも思われる。しかし、「生徒がバイクに熱中して学業を疎かにする」ことを当然の前提としている点で、飛躍がある。適合性の観点からは、正に、「生徒がバイクに熱中して学業を疎かにする」ことがどれだけ確かであるか、ということを検証しなければならない。

また、＜非行化の防止＞との適合性については説明がない。

本判決においても、父母の多くから支持されていること、被告がバイク禁止を教育方針として重視してきたこと、全国高等学校PTA連合会の決議に歩調を合わせたものであって、同様のバイク規制は全国の高等学校でも広く行われてきたこと等が、理由として挙げられている。

なお、本判決は、学校の選択した手段が「合理的なもの」と認められる限り、他により賢明な方法があるからといって、違法の評価を受けるものではな」といって、違法の評価を受けるものではないかのように判示している（第一審）。

(5) 修徳高等学校パーマ・運転免許退学事件判決（最一判平成8年7月18日判時1599号53頁、東京高判平成4年10月30日判時1443号30頁、東京地判平成3年6月21日判時1388号3頁）

① 判断枠組

（在学する生徒を規律する）「包括的権能は、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的といえる範囲において認められる。」（第一審）

② 目的

(i) 自動車運転免許

「右校則の目的は、交通事故から生徒の生

命維持を守り、非行化を防止し、もって勉学に専念する時間を確保するところにある」（第一審）

(ii) パーマ

「右校則の目的は、高校生にふさわしい髪型を維持し、また、非行を防止することにある」

③ 適合性審査相当箇所

(i) 自動車運転免許

「生徒が自ら死傷し、あるいは他人を死傷させた場合、在学関係設定の目的の実現に重大な支障をきたすことは明らかであり、しかも、運転免許の取得を制限すれば事故発生率が減少することは期待できるのであるから、在学関係設定の目的の実現のために、右校則を制定する必要性は否定できない。」（第一審）

(ii) パーマ

「（修徳高等学校が）内外両面とも内外両面とも清潔・高潔な品性を備えた人物を育てることを目的とし、そのために清潔かつ質素で流行を負うことなく、華美に流されない生徒にふさわしい態度を保持することを目指しているのであるから、高校生にふさわしい髪型を確保するためにパーマを禁止することは、右目的の実現に不必要な措置とは断言できず、右のような私立学校における独自の校風と教育方針は私学教育の自由の一内容として尊重されるべきである。」⁽¹⁸⁾

④ 検討

(i) 自動車運転免許

認定した目的達成への因果は、＜運転免許取得の禁止→交通事故による生徒の生命維持・非行化の防止→勉学への専念＞である。これまでの「三不原則」に関する裁判例とは異なり、生徒の生命維持も非行化の防止も、全ては＜勉学への専念＞という目的のためである、という説明である。判決文によると、学校側も、「交通事故から生徒の生命身体の安全を守り、非行化を防止し、よって勉学に専励する時間を確保するところ」にある

と主張しており、裁判所の認定とほとんど同一である。また、「必要性」という言葉を用いているものの、上記適合性審査相当箇所の前段は「交通事故による生徒の生命維持→勉学への専念」、後段は「運転免許取得の禁止→交通事故による生徒の生命維持」を検証するものといえ、適合性審査に位置付けられる。

なお、「生徒が他人を死傷させた場合」にも「在学関係設定の目的の実現に重大な支障をきたす」とするが、「交通事故による生徒の生命維持」ではないから他事考慮になる。

また、非行化の防止を経由する目的達成への因果については特に説明がない。

(ii) パーマ

認定した目的達成への因果は、「パーマの禁止→高校生にふさわしい髪型の維持→非行化の防止」である。熊本丸刈校則事件判決と同様、「非行化の防止」それ自体を終極の目的とする。なお、学校側は、「女子高校生徒に高校生にふさわしい髪型を維持させ、髪型の乱れからくる非行化を防止し、よって勉学に専励する時間を確保するところ」にある、つまり、終極の目的は「勉学への専念」であると主張している。それにも関わらず、裁判所は、「勉学への専念」を外している。

(6) 大阪染髪校則事件判決

① 判断枠組

「校則等が学校教育に係る正当な目的のために定められたものであって、その内容が社会通念に照らして合理的なものである場合」に適法。

② 目的

「華美な髪型、服装等を制限することで生徒に対して学習や運動等に注力させ、非行行動を防止する」こと。

③ 適合性審査相当箇所

「一定の規範を定めてその枠内において生徒としての活動を推進させることにより、学習や運動等に注力させるという手法は一定の合理性を有すると言い得る。」

④ 検討

学校側が、本件校則の目的を「本生徒の関心を髪型や服装等ではなく、勉学やスポーツに向けさせ勉学やスポーツで自己実現を図らせて非行の防止等につなげる目的」と主張していることも合わせて考えると、目的達成のルートは、「華美な髪型や服装等の制限→学習や運動等への注力→非行化の防止」である。しかし、本判決は、「一定の規範を定めてその枠内において生徒としての活動を推進させること→学習や運動等への注力」という因果の合理性を認定している。これは、単に校則の制定によって学習や運動等に注力させることが、一定の合理性を有すると述べるに過ぎず、具体的な校則の採る手段の適合性審査になっていない。

また、これまでの裁判例では、終極の目的は「勉学への専念」か「非行化の防止」であったが、本判決では「非行化の防止」を終極の目的に据えるだけでなく、「学習や運動等への注力」を経由している。その結果、「学習や運動等への注力」によって「非行化の防止」という目的を達成するという因果を辿ることになるが、どのような論理構造であるか不明である。判決文においても、この点に関する説明はない。

3 考察

(1) 適合性への態度

裁判例それぞれの判断枠組に微妙な違いはありながらも、その具体的内容においては、目的と手段に分けた検討がされている。

他方、適合性審査においては、緩やかに（網羅的でなく、また一定の理由を示すことなく）適合性を認める裁判例が多い。これは、学校に校則を制定する広範な裁量が認められていることに起因するものと思われる⁽¹⁹⁾。すなわち、当該学校に関する知見を最も有する学校の専門的判断で設定した以上、何か事情がない限りは、手段が目的に適合するだろう、という前提があるように思われる。しかし、緩やかな判断にならざるを得ないとしても、選択した手段

が、ある一定の因果を辿って終極の目的を達成し得るか、という検証が不要になるわけではない。裁判例には、適合性審査としては不十分な点がある。

なお、適合性の意識が比較的薄いことは、裁判例への批判においても同様である。

(2) 同地域の学校の状況、PTA及び親等、学校を取り巻く事情

ほとんどの裁判例で、同地域における他校の状況や、PTA、生徒の親の要望等が校則の適法性(合憲性)判断の中で大きな比重を占める。

このような理由付けについては、特に、他事考慮である等の批判が多い⁽²⁰⁾。もっとも、この点については、校則の内容の適合性を肯定する一事情として位置付けうる。すなわち、同地域の学校が、社会状況等を考慮して同様の手段を取り入れており、非常にポピュラーな手段となっている。親やPTAの要望についても、当該学校を取り巻く事情の一つとして考慮した上で、専門的見地から判断している。専門的知見を有する学校において、そのような周囲の事情を基礎として採用した手段であるならば、それは生徒指導に効果的であると推認し得る。勿論、このような推認が正しいか否かは検討の余地がある。

(3) <非行化の防止>は校則の目的か?

また、裁判例を比較した結果、校則の目的達成までの因果は、特段の理由もなく区々であることが分かった。

すなわち、バイクや自動車の運転免許取得等に関わる校則について、<生徒の生命・身体の安全>、<非行化の防止>及び<勉学への専念>を並列の目的とするもの、<非行化の防止>や<生徒の生命・身体の安全>は中間地点に過ぎず、終極の目的を<勉学への専念>とするもの等である。他方、頭髪規制に関する校則の終極の目的は、<非行化の防止>であり、頑なに<勉学への専念>を終極の目的としない。大阪染髪校則事件判決に至っては、<学習や運動等への注力>を経由して<非行化の防止>の達成

を志向する。

学校毎に背景が異なる以上、目的や目的達成のルートが異なるのは当然だが、裁判例を見る限り、そのような違いを生むべき事情があったようにも思われぬ。

そもそも、<非行化の防止>を終極の目的とすることは妥当であるか。この点、運転免許取得の禁止や頭髪規制等の生活指導基準に関する校則において、<非行化の防止>はそれ自体終極の目的ではなく、<勉学への専念>等の終極の目的のために経由されるものであると考えることが相当である。学校が、非行化の防止それ自体を目的として教育していると考える法的な根拠がないからである。そのように考えると、やはり校則による生活指導との関係で、非行化を防止し得るか、し得るとして、<勉学への専念>等の終極の目的の達成に有用であるか、という検討が必要になる。

他方、学校にいわゆる安全配慮義務が認められることから、<生徒の生命・身体の安全>が終極の目的となることは相当であると思われる。

IV 適合性への批判の方向性

最後に、裁判例への批判について適合性の観点から検討する。様々な批判があるが、判決の理由に対する反論になっていない例や必要性の議論と混同している例が散見される。

1 「例外がある」という反論

過去の裁判例に対して、校則の内容が目的に関係しない、という批判自体は従前からされてきた。例えば、「中学生らしく、勉強に専念でき、スポーツに便利な髪型は丸刈り以外にいくらでもある。」「質素で、流行に流されないパーマはいくらでもある。」「バイクに乗っても安全で、非行化せず、勉強に専念する生徒はいくらでもいる。」等である⁽²¹⁾。しかし、適合性は、部分的な目的達成を問うものであり、完全な適合を要しない。そのため、「例外もある」とい

う主張は、少なくともそれ単体では適合性への反論にならない。

2 その他

大阪染髪校則事件判決が出される前ではあるものの、同事件について、現代社会において社会的にも茶髪が承認されており、いわば黒髪も髪型の選択肢の一つになってきていることを踏まえて、染色等を行うことが勉学・スポーツに向かなくなる行為であるとは到底いえない、という批判もあった⁽²²⁾。もっとも、これについても、社会的に承認されていることとく染髪の禁止→学習や運動等への注力>という因果がないこととの関係が不明で、少なくとも適合性への反論とはなり得ていないように思われる。

他方、大阪染髪校則事件判決の原告の主張は適確と思われる。判決文によると、原告は、「髪型に関する関心と勉強やスポーツに対する関心は両立し得るものであって、髪型に興味を持つ者が勉強やスポーツに関心を持たなくなるというものではない。」と主張している。かかる主張は、<染髪の禁止→学習や運動等への注力>という因果がないことをもって、一定の有用性すらも否定する。もっとも、かかる主張を基礎づけるような証拠や<非行化の防止>という目的達成に関する主張があったかは不明である。

3 小括

Ⅱで見たとおり、ある手段が目的の達成を促進することができるか、という問いが、適合性の問題である。目的から手段へ因果を逆に辿ることや、例外を示すことではなく、手段を通じて、目的まで因果を辿ることができるか否かを検証することが重要である。

V 総括

適合性審査は、裁判所に目的達成までの因果を辿らせる。その内容が緩やかに認め得るものであったとしても、因果を無視して結論を出す

ことを許容しない⁽²³⁾。適合性審査は必要性審査の前提であることから⁽²⁴⁾、これを疎かにすることはできない。

他方、校則裁判に対する適合性批判も、あまり深い検討はない。「科学的根拠がない」とか「例外があるため、手段が必ずしも目的に結びつかない」といった消極的な批判も多い。適合性が認められることを当然の前提として、主戦場を必要性や裁量論へと移しているかのように見えることすらある。

確かに、学校側の裁量が非常に広い以上、適合性がないと原告が争うことは、事実上不可能とも思える。しかし、かかる困難さは、適合性の基準がないことが関係していると考えられる。ある手段についての教育的効果に関する共通理解があれば、教育実務上の基準が確立される。基準があれば、原告側は、基準から外れる手段を正当化する事実の有無を争うことができる。したがって、教育実務においても校則による目的達成までの因果を丹念に検討することが、校則の違法（違憲）性を議論する上で重要な一歩になるように思われる。

また、校則の意義を疑問視する声が増えている近時において、スクール・コンプライアンスの観点からも、教育実務における校則の適合性の検討は有益である。適合性の検討を経ておけば、学校も生徒や保護者に校則の意義を説明できるから、紛争解決に繋がりがやすい。勿論、適合性に疑問が残る校則は、削除や代替手段の選択等、紛争予防もできる。憲法問題に繋がるため、適合性の検討に際しては、法律家の意見も有益であろう。

註

(1) 同事件は、地毛が茶髪の生徒を無理やり黒髪に染めた、といった報道等で話題となった。もっとも、判決文上では、当該生徒の地毛の色の明確な認定はない。なお、当該高等学校教員らの認識については、「中学校における頭髪指導の経過や本件高校における頭髪検査の結果等といった合理的な根拠に基づいて、原告の頭髪の生来の色は黒色

であると認識していた」と認定している。

(2) 松本和彦『基本権保障の憲法理論』大阪大学出版会、2001年、260頁以下参照。松本は、判例理論とみるべき基本権制約の実質的正当化の論証作法が「目的・手段図式」であると分析し、判例の大半を占める比較衡量論についても、「目的・手段図式」の枠内で理解できると指摘する。また、最高裁における目的手段の手法による審査手法の採用状況については、泉徳治「最高裁の『総合衡量による合理性判断の枠組み』の問題点」石川健治ほか編『憲法訴訟の十字路——実務と学知のあいだ』弘文堂、2019年、335頁（特に339頁以下）、松本和彦「比例原則の意義と問題点」石川健治ほか編『憲法訴訟の十字路——実務と学知のあいだ』弘文堂、2019年、85頁（特に114頁以下）も参照。

(3) 後述する千葉バイク退学事件判決及び修徳高等学校パーマ・運転免許退学事件判決においては、退学処分（自主退学勧告）の違法性の検討において、比例原則違反の主張がある。もっとも、ここでいう比例原則は、適合性、必要性、狭義の比例性を原則とした基準ではなく、本稿で取り上げる「比例原則」とは内容が異なる。

(4) クラウス・シュテルン（井上典之ほか編訳）『ドイツ憲法Ⅱ 基本権編』信山社、2009年、313頁以下、ボード・ピエロト＝ベルンハルト・シュリンク＝トルステン・キングレーン＝ラルフ・ポッシャー（永田秀樹ほか訳）『現代ドイツ基本法[第2版]』法律文化社、2019年、91頁[297]以下、松本和彦「三段階審査の行方」『法律時報』83巻5号、2010年、35頁参照。

(5) アメリカ憲法学における審査基準にも「合理性の基準」と呼ばれる判断枠組がある。「合理性の基準」については、「適合性」や「必要性」についてあまり厳密に区別していないという考え方もある一方、適合性のみがあればよい（必要性は要求しない）との解釈も可能であると思われる（高橋和之「『通常審査』の意味と構造」『法律時報』83巻5号、2011年、18頁参照。）。厳密な必要性を要求せず、適合性が審査の中心となっているという意味では、大阪染髪校則事件判決の判断枠組は、かかる「合理性の基準」に近い。

(6) 校則に関するものではないが、日本の憲法判例に関して比例原則に基づく手段審査のあり方を模索したものとして、松本・前掲註(2)基本権

保障の憲法理論277頁以下。

(7) 勿論、校則の違法（違憲）性を比例原則に基づいて審査しなければならない、という命題は、必ずしも自明ではない。本稿ではこの論点に立ち入ることはできないが、しかし、行政法の領域において、比例原則は、裁量統制基準の一つとされてきた（須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』法律文化社、2009年、63頁以下、219頁以下参照。）。大阪染髪校則事件判決に見られるように、学校に包括的な校則制定の裁量を認める日本の裁判例を前提にすると、正に校則制定の裁量統制として、比例原則の適用を考えることは十分に可能である。なお、日本における比例原則の（憲法上の）法的根拠を明らかにし、その「憲法規範」性を確認する試みとしては、柴田憲司「憲法上の比例原則について（一）～（二・完）」『法学新法』116巻9・10号、2010年、183頁、116号11・12号、2010年、185頁。

(8) 例えば、市川須美子『学校教育裁判と教育法』三省堂、2007年、142頁、戸波江二「校則と生徒の人権」『法学教室』96号、1988年、9頁など。特に、市川は、校則が懲戒処分の基準となり得る場合があることから、「強制力のない生活指導基準としての適法性審査は、……緩やかな基準でなされ、……懲戒処分基準に対する適法性審査は、より厳格でなければならない。」と「二段構えの適法性審査」の必要性を指摘する。大阪染髪校則事件判決の判断枠組に対する批判としては、今野健一「教育裁判のなかの校則裁判——頭髪黒染め強要国賠訴訟・大阪地裁判決の検討を中心に——」『季刊教育法』210号、2021年、94頁。

(9) 例えば、戸波・前掲註(8)10頁、バイクの乗車禁止について、大津尚志『校則を考える——歴史・現状・国際比較——』晃洋書房、2021年、59頁など。なお、疑問を付す程度だが、適合性の観点からの批判もないわけではない。例えば、パーマの禁止について、大津・同56頁参照。

(10) 松本・前掲註(2)基本権保障の憲法理論278頁。

(11) 例としては、薬事法違憲判決（最大判昭和50年4月30日民集29巻4号572頁）、共有林分割規定違憲判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁）。

(12) 石川健治＝山本龍彦＝泉徳治「【座談会】『十字路』の風景－最高裁の中のドイツとアメリカ」

石川健治ほか編『憲法訴訟の十字路口——実務と学知のあいだ』弘文堂、2019年、416頁〔泉発言〕参照。目的の認定について、元最高裁判事である泉は、訴訟においては、まず権力側がどのように説明しているかを見て、その目的が正当か否か、目的と手段が適合しているのかを検討する、という捉え方を提示する。すなわち、ひとまず権力側（国側）が主張している目的を前提とし、隠された動機は、手段審査において適合しているか否かという判断の中で燻り出す、という考え方である。これを校則裁判に応用すると、学校側の主張する目的を前提とし、当該目的と手段が適合しているか否かを検討することをもって隠された動機や不当な目的を燻り出す、ということになる。大阪染髪校則事件判決も、原告が「本件校則は志願者数増加等の学校の利益を目的とするものである」と主張したにもかかわらず、当該高等学校の背景事情（法律における立法事実と相当）を理由として、学校の主張する目的とほとんど同様に認定する。なお、裏に隠された動機の問題にする例として、坂本秀夫『校則裁判』三一書房、1993年、196頁など。

(13) シュテルン（井上ほか編訳）・前掲註（4）314頁。なお、ピエロートほか（永田ほか訳）・前掲註（4）92頁〔301〕は、「国家が介入の手段によって作り出す状態と、追及される目的が実現されたときとみなされる状態が、現実についての実証済みの仮説によって媒介される関係」と説明する（シュテルン（井上ほか編訳）・前掲註（4）314-315頁は、かかる説明よりも、本文の説明の方が、取り扱いが容易であると批判する。）。

(14) ドイツの判例及び学説を基に、適合性の具体的内実を検証したものとして、淡路智典「適合性審査の意味内容——ドイツの憲法判例と学説を中心に——」『総合政策論集』16巻1号、2017年、3頁。

(15) ピエロートほか（永田ほか訳）・前掲註（4）92頁〔301〕、シュテルン（井上ほか編訳）・前掲註（4）315頁。

(16) 坂本・前掲註（12）93頁。

(17) 本稿の対象外だが、従前の裁判例にはあった「著しく」という文言が削除されており、以降、大阪染髪校則事件判決まで、少なくとも枠組からは「著しく」という文言は削除されている。

(18) 他方、髪型の自由への制約の度合いが低いこ

とも指摘する。これは、狭義の比例性の判断に相当する。

(19) 市川・前掲註（8）140頁参照。校則裁判の論理構造を5段階に分けて分析する。

(20) 坂本・前掲註（12）197-199頁。

(21) 例えば、坂本・前掲註（12）182頁。

(22) 林慶行「校則と生徒指導の本質について」『日本教育法学会年報』49号、2020年、55頁。大津・前掲註（9）64頁も、茶髪と非行との連関に関して、同旨の社会情勢を指摘する。

(23) 文部科学省「生徒指導提要」第7章第1節、2010年、205頁においても、「校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなる」と、裁判例とほぼ同様の枠組を示す。もっとも、適合性に関する指標はない。近時、文部科学省からも校則の見直しに関する取組事例も公開されているが（文部科学省初等中等教育局児童生徒課「校則の見直し等に関する取組事例」令和3年6月8日事務連絡）、こちらも同様である。また、必ずしも裁判例の判断を前提とした議論ではないものの、頭髪や服装等に関する一定の事項を規律する校則が「ブラック校則」と呼称されている現状を踏まえ、NPO団体、弁護士及び研究者等において、校則の見直しを推進する動きも活発である。

(24) シュテルン（井上ほか訳）・前掲註（4）317頁。